

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 工 事 名 シンボルプロムナード・花畑広場整備工事
- 2 請 負 金 額 521,271,300円
- 3 契約の相手方 拡藤・榮起建設工事共同企業体
代表者 熊本市東区画図町大字重富496番地7
有限会社 拡藤建設
代表取締役 藤野 和治

熊本市南区中無田町185番地
株式会社 榮起
代表取締役 藤本 講和

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。